

26年5月向け短答ポイントアップ答練
監査論 第1回
訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

26年5月向け短答ポイントアップ答練（EA/B26313） 監査論 第1回解説冊子に訂正事項がございましたので、お知らせいたします。教材作成上の不注意により訂正事項が生じたこと、心よりお詫び申し上げます。

今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

●短答ポイントアップ答練 監査論 第1回 解説（EU26302）

頁	箇所	誤	正
6/45	問題2 解答	<u>3</u>	— (問題不備につき正答なし)
6/45	問題2 ウ.	<u>誤</u>	<u>正</u>

※公認会計士又は監査法人は、金融商品取引法に基づいて実施される財務計算に関する書類の監査を行うに当たって、被監査会社による法令違反等事実を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を記載した書面により、当該被監査会社の監査役等に対して通知しなければなりません（金融商品取引法第193条の3第1項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第7条）。

問題文のように重大な法令違反等事実を発見した場合にも、（当然に）監査役等に対する通知が必要となるため、本肢の内容は正しいと判断されます。

なお、当該通知が求められるのは「重大な」法令違反等事実の場合に限られない点に留意してください。

EL26918